

## 🍀 利用施設

- 住 所 砂川市吉野1条南7丁目2番21号（よしの）  
砂川市晴見2条北7丁目3番31号（はるみ）  
砂川市空知太東3条1丁目5番2号（そらちぶと）
- 構 造 セラミックブロック造 3LDK（築60年程度：よしの）  
木造平屋 3LDK（築40年程度：はるみ）  
木造2階建 3LDK（築20年程度：そらちぶと）

楽しい♪♪♪  
お試しライフ♥



## 🍀 お申込について

「すながわお試し暮らし利用申込書」に必要事項を記入しメール、ファックス、郵便のいずれかでご申請いただくか、砂川市ホームページから利用申込フォームを送信していただくかのどちらかとなります。詳しくは、別添「ご利用申請の手順」をお読みください。

**※利用開始希望日の2週間前までにフォームの送信をお願いします。**

**メール、ファックス、郵送の場合は、利用開始希望日の2週間前必着でご申請ください。**

**※空き期間がある場合でも必ず入居できる確約はできません。全てのお申込内容を審査し、利用決定をさせていただきます。なお、審査結果についてのご質問にはお答えできかねますので予めご承知おきください。**

## 🍀 利用期間

- 1週間以上、2カ月間以内（空き状況によっては、要相談）
- 入退去日について、手続きの都合上、土曜・日曜・祝日を除く平日の市役所開庁時間（8時30分から17時15分まで）に設定していただきますよう、お願いいたします。
- 年末年始期間（12月27日～1月7日）を挟んだ利用はできません。
- 一部、退去のみ可としている期間がございます。お申込の際はご注意ください。

## 🍀 利用要件

- 将来、砂川市への移住を検討されていること
- 家族、親族、単身者の利用であること
- 家族、親族での利用については、家族全員が75歳以下であること（単身者は70歳以下）
- 夏期（4月～10月）1回、冬期（11月～3月）1回、計2回までの参加回数であること  
※これまでに同じ期間内で体験した方は利用できません。
- すながわお試し暮らし実施要領の内容に賛同し、アンケート調査などにご協力いただけること

## 🍀 費用負担

- 滞在期間中における水道・電気・ガス・灯油代、寝具リース料（任意）
- 自宅から砂川市までの往復旅費、市内での交通費
- 利用者の故意または過失により、施設・施設設備・備品等を毀損、汚損、滅失させた際の修繕費用および原状回復にかかる費用（リース寝具含む）
- その他、食費や日用品に係る費用

## 🍀 貸付契約及び使用料

- 施設に関する事項は、別途、建物貸付契約により、入居をする日に契約を結びます。
- 納入については、契約日に前納してください。

- ・使用料は、施設ごとに以下の通りです。(1 か月)  
☆よしの…30,000 円 ☆はるみ…50,000 円 ☆そらちぶと…39,000 円

### 【要注意・家賃について】

家賃は砂川市公有財産規則（第 28 条）に基づき算出を行います。

1 ヶ月に満たない場合は日割り計算（実日数計算）となり、1.10（消費税相当分）を乗じ、1 円未満を切り捨てます。

そのため、利用日数が 1 ヶ月に満たない場合、使用料が 1 ヶ月の使用料（1 ページ目参照）を上回る可能性がございますのでご注意ください。

また、1 ヶ月を超える利用をされる場合は、1 ヶ月毎の家賃に加え、残数は日割り計算されて加算されます。

計算が複雑であるため、利用日数に応じた家賃を詳しく知りたい方は、事務局にご連絡ください。

### 皆様に守っていただくルール

- ・留守や就寝時に施錠するなど、施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに事務局に報告すること。
- ・火気の取扱に注意するとともに、冬期間は水道凍結防止に配慮すること。また、備え付けの備品、什器等を適切に取り扱うこと。
- ・施設の周りの除雪等を適宜行い、住環境の整備をすること。
- ・ゴミは決められたルールに従いゴミ出しすること。（分別収集、ごみ袋は有料）
- ・退去の際は、必ず清掃及び施設内の原状回復を行い、鍵を返却してください。
- ・退去の際は私物をすべてお持ち帰りください。
- ・その他、施設の使用に関し、市長が必要と認める事項。

### 利用者の禁止行為

**以下のような行為については、一切厳禁とします。万が一禁止行為が発覚した場合は、即刻退去いただく場合もございますので、必ずルールを守ってください。**

- ・承諾を得ず、施設を目的以外に使用すること。また、この施設の使用権を他人に転貸し、使用させること。
- ・すなわちお試し暮らし利用申込書に記載した利用者以外の者を宿泊させること。  
（※家族・親族であっても厳禁）
- ・物品の販売、寄付の要請、その他これに類する行為を行うこと。
- ・興行、展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- ・文書、図書、その他の印刷物を貼付または配布すること。
- ・宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- ・政治活動のための演説会、研修会、その他これに類する行為をすること。
- ・近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ・犬、猫等の動物の飼育または持込みをすること。
- ・その他、施設の借用にふさわしくない行為をすること。

### その他

- ・インターネット環境…モバイル Wi-Fi（よしの・はるみ）、固定回線 Wi-Fi（そらちぶと）
- ・お試しハウスに電話はありません。滞在中連絡が取れるよう、携帯電話を必ずお持ちください。
- ・ご希望に合わせ、生活に必要な施設などの市内案内、新築・中古などの物件案内、地元の方を交えた交流会などを設定させていただきます。